

第5章 基本目標における取組み

本計画における基本目標、取組みの柱および取組み内容についての体系は次のとおりです。

取組みの柱 基本目標を実現するために施すべき対策です。

取組みの内容 取組みの柱を実行するための方法です。

◎基本目標1 すべてのこども・若者が差別されことなく尊重され、基本的人権を保障されたひと(人)として、幸せに暮らせるまちをめざします。

取組みの柱

- (1) こどもまんなか社会づくり
 - ① (仮称)逗子市こども基本条例の制定
 - ② こどもの人権が尊重される社会環境づくり
 - ③ こどもが意見を表明する機会の確保
 - ④ こどもまんなか社会の機運醸成
- (2) すべてのこどもを受け入れる環境づくり
 - ① 幼稚園、保育所、学校等におけるすべてのこどもの受入れ体制の充実
 - ② 幼稚園、保育所、学校等における職員等の人材育成
 - ③ すべてのこどもに理解ある環境づくり
- (3) 発達に心配があるこども、障がいのあるこどもとその家族への支援
 - ① 障がいの早期発見・対応の充実
 - ② ライフステージに応じた継続的な支援と関係機関との連携
 - ③ こどもと家族への心身のケア体制の充実
 - ④ 発達に心配のあるこどもや障がいのあるこどもとその家族を支える地域づくり
 - ⑤ 医療的ケア児への支援
- (4) ひとり親家庭への自立支援の推進
 - ① ひとり親家庭への自立支援の推進
 - ② 相談、情報提供の充実
 - ③ 母子家庭の親とこどもの生活の場の提供
- (5) ヤングケアラー支援
 - ① 啓発活動
 - ② 関係機関との連携の強化(情報収集)
- (6) こどもの貧困への対応
 - ① 経済的支援
 - ② 貧困家庭のこどもの居場所づくり
 - ③ 地域包括支援センターの運営(包括的相談支援)
- (7) 不登校・ニート・ひきこもり等のこども・若者への支援
 - ① 教育支援センター(通称「なぎさ」)の運営
 - ② 体験学習施設「スマイル」を活用した居場所づくり

- ③ フリースクール等に通うこどもへの支援
- ④ 地域包括支援センター(包括的相談支援事業)(再掲)
- (8) 児童虐待等保護が必要なこどもと親への対応
 - ① こども家庭センターの運営
 - ② こどもと親に対する相談支援
 - ③ 要保護児童援助ネットワーク会議の有機的な連携
 - ④ 保護者・家庭の自立支援
 - ⑤ 児童保護に係る支援と連携
- (9) こども・若者を守る安全・安心なまちづくり
 - ① こども・若者が安心して生活できる環境づくり
 - ② こども・若者の自殺対策
 - ③ 生きることの促進要因への支援

◎基本目標2 安心してこどもを産み育てられるまちをめざします。

取組みの柱

- (1) 妊婦、出産や子育ての相談・支援の充実
 - ① 妊娠初期から子育て期の専門職による伴走型相談支援の充実
 - ② 妊産婦、新生児・乳幼児家庭への訪問指導等支援の充実
 - ③ 妊娠・子育てにかかる経済的な支援
 - ④ 幼稚園、保育所による子育て相談の充実
- (2) 妊産婦・乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり
 - ① 乳幼児健診やプレパパママミーティング等の学習機会の充実
 - ② 乳幼児の親の集い・交流の場づくり
- (3) 妊娠期から乳幼児期への切れ目ない連携
 - ① 子育て家庭をあたたく見守り支援する地域づくり
 - ② 医療機関をはじめ各種関係機関との連携
 - ③ 産後のメンタルヘルスとレスパイト機能の確保

◎基本目標3 ライフステージに応じたサポートがあるまちをめざします。

取組みの柱

- (1) こども(親子)の遊びの場づくり
 - ① 逗子の自然やまちの環境を生かした安心・安全なこども(親子)の遊び場づくり
 - ② ほっとスペース(親子遊びの場)の充実と連携
- (2) 地域や市民が主体の子育て支援の充実
 - ① ファミリーサポートセンター事業の充実
 - ② NPO や地域の力を生かした子育て支援の展開
 - ③ 地域によるこどもの活動の支援
 - ④ 青少年の地域参画の推進

- (3) 乳幼児とのふれあいや交流の推進
 - ① 乳幼児とのふれあいや異年齢交流の推進
 - ② 世代間交流による豊かな遊びと学びの機会づくり
- (4) こども・若者の居場所づくり
 - ① こども・若者の居場所づくり
 - ② こども・若者の自主活動の促進
 - ③ ふれあいスクール事業の充実
 - ④ フリースクール等に通うこどもへの支援(再掲)
- (5) 男女の多様な働き方に対するサポート
 - ① ライフスタイルに合わせた子育てサポート
 - ② 雇用形態の多様化に対応できる教育・保育施設の促進
 - ③ 就業時間に即した保育支援
 - ④ 病児・病後児の預かり支援
 - ⑤ こども誰でも通園制度の開始
 - ⑥ 祖父母世代の孫育て応援
- (6) 年齢に合わせた適切な健康づくり
 - ① 健康づくりの推進
 - ② 予防接種費用の公費負担

◎基本目標4 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします。

取組みの柱

- (1) 潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保
 - ① 教育・保育施設における量の確保
 - ② 地域型保育(小規模保育等)における量の確保
 - ③ 認定こども園への移行支援
- (2) 幼児教育・保育の質の向上
 - ① 幼稚園・保育所等の教育活動及び保育環境の充実
 - ② 幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続
 - ③ 子育てに関する情報提供・交流事業への対応
 - ④ 幼児教育・保育の無償化への対応
- (3) 教育・保育ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充
 - ① 必要に応じて不定期・一時的に利用できる保育サービスの充実
 - ② 幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の充実
- (4) 放課後児童クラブの質の維持・向上と待機児童対策の実施
 - ① 活動内容の維持・向上
 - ② 新たな環境への不安・負担軽減
 - ③ 待機児童対策の実施

◎基本目標 5 子育て情報の発信と施設の充実をめざします。

取組みの柱

(1) 子育て支援情報の収集と効果的発信

- ① 子育てに役立つ様々な情報の収集、編集、発信等を一元的に行う体制の整備
- ② 家庭や地域への教育・保育についての情報提供
- ③ より一層の利便性向上のためのメディアの検討

(2) 施設の充実

- ① 子育て支援センターの移転に伴う機能の充実
- ② 体験学習施設「スマイル」の改修
- ③ 市内保育所の改築等
- ④ 放課後児童クラブ及びふれあいスクールの改築等

**基本目標 1 すべてのこども・若者が差別されことなく尊重され、
基本的人権を保障されたひと(人)として、幸せに暮らせるまちをめ
ざします。**

【施策の方向】

すべてのこどもが愛され、豊かな可能性を伸ばしながら育つ権利があります。家庭環境や障がいのある・なし等にかかわらず、まちの中でいきいきと過ごし、大人になる夢を育むための環境づくりとサポート体制の充実を図ります。

【取組みの柱】

- 1 こどもまんなか社会づくり
- 2 すべてのこどもを受け入れる環境づくり
- 3 発達に心配があるこども、障がいのあるこどもとその家族への支援
- 4 ひとり親家庭への自立支援の推進
- 5 ヤングケアラー支援
- 6 こどもの貧困への対応
- 7 不登校・ニート・ひきこもり等のこども・若者への支援
- 8 児童虐待等保護が必要なこどもと親への対応
- 9 こども・若者を守る安全・安心なまちづくり

【取組みの内容】

1 こどもまんなか社会づくり

- ① (仮称)逗子市こども基本条例の制定
 - ・ 子ども・子育て会議において検討し、(仮称)逗子市こども基本条例の制定をめざします。(次世代育成支援対策事業)
- ② こどもの人権が尊重される社会環境づくり
 - ・ 各所管においてこどもの人権が尊重されるよう意識をしながら事業を実施します。
- ③ こどもが意見を表明する機会の確保
 - ・ こどもが意見表明できるよう、よりよい形で機会を提供し、その意見がどのように扱われたか分かるようにします。(次世代育成支援対策事業)
- ④ こどもまんなか社会の機運醸成
 - ・ こどもまんなか応援サポーターの取組みを継続します。

2 すべてのこどもを受け入れる環境づくり

① 幼稚園、保育所、学校等におけるすべてのこどもの受入れ体制の充実

- ・ こども家庭センター等と連携し、乳幼児期から幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ及びふれあいスクールにおいて、外国籍や居場所がない等様々な問題を抱えるこどもの受入れ体制の充実に努めます。

② 幼稚園、保育所、学校等における職員等の人材育成

- ・ 外国籍や居場所がない等様々な問題を抱えるこどもの受入れ体制を充実させるため、幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ及びふれあいスクール等への啓発に取組みます。

③ すべてのこどもに理解ある環境づくり

- ・ こども家庭センターでは、こども自身が直接来庁しやすく、相談しやすい場所を目指します。(こども家庭センター運営事業)
- ・ 子育て支援センター、子育て関係施設や遊びの場等、すべてのこどもが家族と気軽に利用できるよう、さらなる環境づくりを推進します。

3 発達に心配があるこども、障がいのあるこどもとその家族への支援

逗子市障がい児福祉計画に基づき、療育教育総合センターではこども発達支援センター(ひなた・くろーばー)を療育推進事業の拠点として、教育研究相談センターと連携しながら次の取組みを行います。(こども発達支援センター運営事業)

① 障がいの早期発見・対応の充実

- ・ こどもの発達に関する相談を幅広くワンストップで受け付け、障がいや発達に関する相談に幅広く応じ、相談しやすく、かつ、相談内容を解決できる体制をつくるとともに、アセスメント、経過観察を通じて適切な支援のコーディネートを行います。
- ・ 母子保健との連携をさらに強化するとともに、保護者が障がいを意識する前の段階から子育て相談の一つとして気軽に相談できるような環境をつくります。

② ライフステージに応じた継続的な支援と関係機関との連携

- ・ 乳幼児の療育から就学への移行期の相談、学齢期に顕在化してきたこどもの障がいや特性による課題への対応等を含め、一貫したサービスの提供を実現します。
- ・ ライフステージやこどもの特性等に応じて必要な制度や社会資源等の情報提供、講座や勉強会等を行います。
- ・ 保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を強化し、就学前後に必要となる調整や就学後の支援体制の充実に図ります。
- ・ こどもや保護者が地域生活を送るうえでの困難をできるだけ改善、軽減できるよう、また、安心して地域で生活できる環境を整備するために、巡回相談や研修会等の支援者支援により、保育所・幼稚園や小・中学校をはじめとする地域の関係機関への支援・連携をさらに充実させることで、市全体として専門的な支援ができる人材育成のサポートを行います。

③ こどもと家族への心身のケア体制の充実

- ・ 子育てに不安や悩みを抱いている保護者がこどもの特性への理解を進め、安心して前向きに子育てできるよう、相談しやすい体制を整備します。
- ・ 保護者及び兄弟姉妹(きょうだい)を含めた家庭への支援、メンタルサポート等総合的な支援を行います。

④ 発達に心配のあるこどもや障がいのあるこどもとその家族を支える地域づくり

- ・ 一人ひとりの障がい特性を理解し、個々の状況に合わせて専門性の高い療育プログラムを提供するとともに、こどもの特性を家族と共有し家庭での養育を支援する等、より充実した体制をつくります。
- ・ 発達に心配のあるこどもや障がいのあるこどもの特性を理解するための講座を開催し、こどもたちが生活しやすい地域づくりを推進します。(体験学習施設講座事業)
- ・ 市民向け勉強会や講座の開催等、発達に心配があるこどもや障がいのあるこどもについての地域への啓発を進め、こどもとその家族を支える地域づくりを推進します。(こども発達支援センター運営事業)
- ・ 家族のレスパイトやこどもの日中における活動の場を確保するため、日中一時支援事業の充実を図ります。

⑤ 医療的ケア児への支援

- ・ コーディネーターや保健師による保護者への相談支援を行うとともに、保育所や幼稚園、学校等の関係機関と連携した体制づくりを行い、一人ひとりの状況に合わせた療育的支援を提供します。

4 ひとり親家庭への自立支援の推進

① ひとり親家庭への自立支援の推進

- ・ ひとり親家庭の安定した生活を確保し、自立に向けた支援体制の充実を図ります。(母子自立支援事業)
- ・ 国の児童扶養手当のほか、ひとり親家庭等医療費助成事業、ひとり親家庭等福祉手当、母子・父子福祉資金の貸付け、自立支援教育訓練給付やファミリーサポートセンター利用料の一部助成等の経済的支援を継続します。(母子自立支援事業、ファミリーサポートセンター運営事業)

② 相談、情報提供の充実

- ・ それぞれの家庭の状況に配慮し、こどもと保護者の心身のケアを充実させ、保護者への生活支援や子育て支援、就業支援等相談体制を充実します。(母子自立支援事業)
- ・ 母子・父子自立支援員によるひとり親家庭への情報提供や相談業務を含めた、支援の充実を図ります。(母子自立支援事業)

③ 母子家庭の親とこどもの生活の場の提供

- ・ 母子家庭の児童が生活、養育、教育、住宅、就労等の解決困難な問題により、心身に好ましくない影響を受け、十分な監護が果たされない場合に、生活の場を提供します。(母子生活支援施設入所事業)

5 ヤングケアラー支援

① 啓発活動

- ・ ヤングケアラーに関して、ポスター、ホームページ、チラシ、関係機関への研修等で、ヤングケアラーに関して、問題意識を高める啓発活動を行います。

② 関係機関との連携の強化(情報収集)

- ・ こども家庭センターを通じて、相談業務及び学校や関係機関等からの情報提供により、市内のヤングケアラーの把握を行います。また、医療機関、ケアマネジャーや介護事業所、地域包括支援センター等とこども家庭センターの連携強化により、ヤングケアラーに適切に対応できる体制を構築します。

6 こどもの貧困への対応

① 経済的支援

- ・ 家庭の生活の基礎を支えるため、状況に応じて各種手当の支給や保育料の軽減・減免等の経済的支援を継続し、漏れなく活用されるよう関係機関と連携を図ります。(子育て支援課・保育課関連事業)
- ・ 経済的な理由により、中学3年生や高校3年生の進路の選択が狭められないように学習に関してスタディクーポン事業について検討します。

② 貧困家庭のこどもの居場所づくり

- ・ 放課後のこどもの居場所のひとつとなっている体験学習施設「スマイル」や、ふれあいスクールについて、気軽に安心して利用できるよう内容の充実や広く周知するように努めます。(そのほか「こども・若者居場所づくり」については P.37 参照)

③ 地域包括支援センターの運営(包括的相談支援)

- ・ 本市では市内3か所に地域包括支援センターを設置し、地域の身近な相談窓口として日常生活課題の相談を受け付けています。赤ちゃんからお年寄りまで、介護、生活困窮やひきこもり等の困りごとについて、世代等の属性や抱えている課題の内容を問わず、センター職員が相談者に寄り添いながら相談支援を行います。(地域共生社会推進事業・地域包括支援センター運営事業)

7 不登校・ニート・ひきこもり等のこども・若者への支援

① 教育支援センター(通称「なぎさ」)の運営

- ・ 不登校のこどもが安心して通い、自主的に進路を考え、社会的に自立できるよう、教育相談部門(教育研究相談センター)や学校と連携して、一人ひとりに合ったきめ細かい支援を実施します。(教育支援センター運営事業)

② 体験学習施設「スマイル」を活用した居場所づくり

- ・ 体験学習施設において、平日の午前中を活用し、家庭や学校以外の第三の居場所として開放します。

③ フリースクール等に通うこどもへの支援

- ・ 市内のフリースクール等事業者やフリースクール等連絡協議会と連携して、こどもの居場所づくりの充実化を図ります。

④ 地域包括支援センターの運営(包括的相談支援)(再掲)

- ・ 本市では市内3か所に地域包括支援センターを設置し、地域の身近な相談窓口として日常生活課題の相談を受け付けています。赤ちゃんからお年寄りまで、介護、生活困窮やひきこもり等の困りごとについて、世代等の属性や抱えている課題の内容を問わず、センター職員が相談者に寄り添いながら相談支援を行います。(地域共生社会推進事業・地域包括支援センター運営事業)

8 児童虐待等保護が必要なこどもと親への対応

① こども家庭センターの運営

- ・ 令和6年度から「こども家庭センター」の運営を開始しました。こどもの年齢や環境に応じた適切な支援を行います。また、年齢や所属等によって切れ目のない支援体制をつくります。(こども家庭センター運営事業)

② こどもと親に対する相談支援

- ・ こどもに関する様々な相談に対応するため、こども家庭センターや子育て支援センター、療育教育総合センター等の相談機能の充実と、専門機関や母子保健・女性相談・障がい福祉担当課等との連携を拡充します。(子育て支援センター運営事業、こども家庭センター運営事業)

③ 要保護児童援助ネットワーク会議の有機的な連携

- ・ 逗子市要保護児童援助ネットワーク会議(要保護児童対策地域協議会)を中心に、関係各機関が有機的に連携し、児童虐待に対する早期発見と虐待予防、ケアが必要な児童の保護、保護者支援等、こどもの立場に立った支援体制の充実を図ります。(こども家庭センター運営事業)

④ 保護者・家庭の自立支援

- ・ 保護者や家庭の養育力を安定させるため、こども家庭センターが中心となり、養育支援訪問事業等の活用等を通して親子に寄り添う支援体制を強化し、養育能力の向上を目指します。(養育支援訪問事業)

⑤ 児童保護に係る支援と連携

- ・ 児童保護に関わる関係機関や里親をはじめとして NPO やボランティア活動・周知活動等を支援するとともに、こども家庭センターを中心として連携します。

9 こども・若者を守る安全・安心なまちづくり

① こども・若者が安心して生活できる環境づくり

- こどもが楽しみながら心身ともに成長ができるよう、公園の整備や維持管理を充実させ、安全に遊べる遊び場づくりを推進します。
- 警察の職員を講師として招いて子育て支援センター職員向けに交通安全・防犯教室を開催し、幼児の事故や犯罪を未然に防ぎます。(子育て支援センター運営事業)
- こどもやベビーカーが安全に通れる道路や施設のバリアフリー化を推進します。
- こどもが不審者や、有害サイト等による事件にまきこまれないよう防犯対策を推進し、家庭や地域、学校、警察等との連携を図ります。(青少年問題協議会経費)

② こども・若者の自殺対策

- 教職員向け研修の中で自殺問題や支援機関に関する情報を提供することにより、こどもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となるよう努めます。研修でリーフレットを配布することにより、児童生徒向けの支援策の周知を図ります。
- 自殺対策講演会や健康づくり出前講座の実施、自殺予防週間(9月)自殺対策強化月間(3月)等の啓発活動、相談窓口の周知をします。
- 自殺対策を市全体の課題と捉え、庁内及び関係機関等との連携・協働を図ります。

③ 生きることの促進要因への支援

- こども達への支援として、教育相談事業、教育支援センター「なぎさ」運営事業、スクールソーシャルワーカー活用事業(県派遣)、支援教育推進巡回指導員、巡回スクールカウンセラー活用、中学校スクールカウンセラー配置活用事業(県派遣)等を行います。

基本目標2 安心してこどもを産み育てられるまちをめざします。

【施策の方向】

核家族化の進行や妊婦の高年齢化、精神的に不安定な母親、身近に援助者がいない家庭等が増加していることから、平成30年度に子育て世代包括支援センターを開設し、その後児童福祉法の改正に伴い令和6年度からこども家庭センターとなりました。

安心してこどもを産み育てられるよう、妊娠・出産に関する正しい知識の啓発を行うことや、妊娠・出産・子育てに悩みや不安のある人も気軽に相談できるよう、身近な地域での相談場所や機会を拡充し相談体制の整備を行うとともに、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない、きめ細かい支援をめざします。

【取組みの柱】

- 1 妊娠、出産や子育ての相談・支援の充実
- 2 妊産婦・乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり
- 3 妊娠期から乳幼児期への切れ目のない連携

【取組みの内容】

1 妊娠、出産や子育ての相談・支援の充実

① 妊娠初期から子育て期の専門職による伴走型相談支援の充実

- ・ 妊娠期から出産・子育てまで一貫して保健師、看護師が身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実させます。また、出産や子育てに係る費用の一部を補助する出産・子育て応援給付金の支給により経済的支援を一体として実施させます。(出産子育て応援事業)
- ・ 妊娠届出時から看護職が全件個別面談を行い、妊娠初期からの状況把握や相談支援を行います。(出産子育て応援事業)
- ・ 妊娠 7～8か月頃にオンラインによるアンケートを実施し、個々の状況を把握し必要に応じて適切な支援を届けます。(出産子育て応援事業)
- ・ こども家庭センターのほか、子育て支援センター、こども発達支援センター等での個別相談を充実させ、誰もが気軽に相談できる仕組みをつくります。
- ・ どこにいても誰でも相談ができるよう、SNS を使った相談支援のあり方を検討します。(企画課広報係と連携)

② 妊産婦、新生児・乳幼児家庭への訪問指導等支援の充実

- ・ 保健師、助産師による、妊産婦・新生児・乳幼児への母子保健訪問活動を継続して行い、妊婦や産後の母子の心身のケアに取り組めます。(妊産婦・乳児訪問等事業)
- ・ 経済的理由により助産を受けることができない妊産婦を産科病院等にて出産を支援し、こどもの健やかな出生を保障します。(助産施設入所事業)

- ・ 養育支援が必要な家庭に対して、保健師等専門職による指導助言等を訪問により実施し、個々の家庭の抱える養育上の問題の解決、軽減を図ります。(養育支援事業)
- ・ 保護者の疾病そのほかの理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行います。(養育支援事業)

③ 妊娠・子育てにかかる経済的な支援

- ・ 不妊治療となる生殖補助医療(保険適用)及びこれと組み合わせて実施される先進医療(保険適用外)の高額な費用の一部を助成し、こどもを望む夫婦を支援します。(生殖補助医療費助成事業)
- ・ 妊婦・産婦健康診査費、新生児聴覚検査費の一部を助成することで経済的に支援し、健康な心身の維持を図ります。(妊産婦健診事業、乳幼児健診事業)
- ・ 生後から3歳までに4回の乳幼児健康診査を行い、健康を確認、維持し、また、疾病や障がいを早期発見し適切な治療につなげます。(乳幼児健診事業)
- ・ 低体重で出生したこども(未熟児)の入院治療に係る費用の一部を助成することで経済的に支援し、健康管理と健全な育成を図ります。(養育医療費支給事業)
- ・ 児童手当のほか、小児医療費助成により(いずれも18歳になる年度の3月31日まで対象)経済的支援を継続します。(児童手当支給事業、小児医療費助成事業)
- ・ 国の制度として令和元年10月より幼児教育・保育の無償化が始まったことを踏まえ、3歳未満児の保育所等の保育料の適正な負担水準とし、必要に応じて見直しをします。(施設型給付事業、地域型給付事業)

④ 幼稚園、保育所による子育て相談の充実

- ・ 市内の幼稚園や保育所等、幼稚園教諭や保育士等の専門職のいる身近な地域施設における子育て相談事業を充実します。

2 妊産婦・乳幼児等とその家族の安心を支える環境づくり

① 乳幼児健診やプレパパママミーティング等の学習機会の充実

- ・ 乳幼児健診や妊娠・出産・育児に関する教室・相談を実施し、育児のノウハウや親になる心構え、市のサービスの紹介等を行い、正しい知識の普及と不安の軽減を図ります。(乳幼児健診事業)
- ・ SMS を利用した健診案内等により、対象者へ直接的に届く周知を行います。(妊産婦健診事業)
- ・ 自己主張期を迎える2歳児のお子さんの対応について、教室を開催し、公認心理士(臨床心理士)、保健師や保育士等と一緒に考え、生活上の心配事や不安を解消します。心理、栄養、歯科等の個別の相談は、個別対応いたします。(妊産婦・乳幼児教室事業)

② 乳幼児の親の集い・交流の場づくり

- ・ 親子遊びの場やほっとスペースを有効に活用し、子育て中の保護者同士の交流を促進します。(親子遊びの場運営事業、ふれあいスクール事業)

3 妊娠期から乳幼児期への切れ目ない連携

① 子育て家庭をあたたく見守り支援する地域づくり

- 地域や関係機関・団体同士の連携を図り、地域で子育てをあたたく見守り支援するまちづくりを促進します。
- 子育て応援誌陽だまりの発行やえがおレポートを通じて地域の子育て支援の情報を発信しながら地域から子育て支援を応援する仕組みを作ります。
- 子育て経験者と先輩親子との交流機会づくり、ピアカウンセリングの場づくり等を推進します。
(親子遊びの場運営事業、ふれあいスクール事業)

② 医療機関をはじめ各種関係機関との連携

- 地域での生活を支えるべく、医療機関をはじめ各種関係機関との密接な連携を図り、妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援の充実を図ります。

③ 産後のメンタルヘルスとレスパイト機能の確保

- 産後の疲れや育児への不安を抱く産婦に対し、医療機関と連携しながら産後のケアを行います。
(妊産婦健診事業)
- 就労以外の理由で一時的に利用できる一時保育・一時預かり等の保育サービスを拡充し、利用しやすい仕組みをつくれます。(一時預かり事業)
- 託児サービス付きの趣味教養講座や公演等、子育て中の親のリフレッシュのための事業を推進します。(市主催行事等託児事業)

基本目標3 ライフステージに応じたサポートがあるまちをめざします。

【施策の方向】

地域とのつながりの希薄化の中で、心豊かに子育てをするためには、身近な地域で遊び、集い、交流の場をもつ等子育てに対する不安や孤立感を減らすことが必要です。地域とのつながりを促進するため、子育てに関する情報提供を充実させるとともに、子育てを通して人と人とがつながるまちづくりをめざします。

また、次世代を担うこども・若者が、心身共に健やかに、生きる力を培い、のびのびと活動できるような環境づくりを促進するとともに、地域や家庭、学校等と連携を図り、こどもが安全かつ安心して過ごせるまちづくりをめざします。

【取組みの柱】

- 1 こども(親子)の遊びの場づくり
- 2 地域や市民が主体の子育て支援の充実
- 3 乳幼児とのふれあいや交流の推進
- 4 こども・若者の居場所づくり
- 5 男女の多様な働き方に対するサポート
- 6 年齢に合わせた適切な健康づくり

【取組みの内容】

1 こども(親子)の遊びの場づくり

① 返子の自然やまちの環境を生かした安心・安全なこども(親子)の遊び場づくり

- ・ こどもが楽しみながら心身ともに成長ができるよう、公園の整備や維持管理を充実させ、安全に遊べる遊び場づくりを推進します。(再掲)
- ・ プレイリヤカー等、親子で楽しめる機会づくりを推進し、こどもの外遊びの機会を提供します。

② ほっとスペース(親子遊びの場)の充実と連携

- ・ 親子遊びの場やほっとスペースを有効に活用し、子育て中の保護者同士の交流を促進します。(親子遊びの場運営事業、ふれあいスクール事業)(再掲)

2 地域や市民が主体の子育て支援の充実

① ファミリーサポートセンター事業の充実

- ・ 誰もが住まいの地域の中で安心して活用できるように、支援者への研修制度の充実と利用促進を図り、支援会員のさらなる確保に取り組めます。(ファミリーサポートセンター運営事業)

- ・ 障がいのあるこどもの預かり等に対応可能な支援会員の確保を図ります。(ファミリーサポートセンター運営事業)

② NPO や地域の力を生かした子育て支援の展開

- ・ 子育て家庭の支援に関わるホームヘルプ、食育、子育て関係事業を行うNPO法人や市民団体等を支援し、連携を図ります。
- ・ 子育て支援やこどもの健全な育成には、地域の力・地域の理解が不可欠であるため、イベント等様々な機会をとらえて、地域の理解促進や市民活動等が主体の子育て支援の充実を図ります。
- ・ ファミリーサポートセンターの活動は、保護者と支援会員のつながりが地域に広がる効果を期待できることから、より一層の充実を図ります。(ファミリーサポートセンター運営事業)

③ 地域によるこどもの活動の支援

- ・ こどもたちが地域行事へ主体的に参加する取組みを支援します。(青少年団体育成事業)

④ 青少年の地域参画の推進

- ・ 青少年指導員等の協力を得ながら、青少年の地域行事への参画を推進します。(青少年指導員経費)

3 乳幼児とのふれあいや交流の推進

① 乳幼児とのふれあいや異年齢交流の推進

- ・ 保育所・幼稚園・子育てサークル等と地域・学校との交流により、異年齢のこどもたち、若者と子育て世代の学びあい、育て合いの展開を支援します。

② 世代間交流による豊かな遊びと学びの機会づくり

- ・ 若者や高齢者等子育て世代以外の市民が、子育てに関われる機会を提供します。
- ・ 親子で参加できる場づくりを促進し、世代間交流を行い、人と人をつなげる仕組みをつくります。

4 こども・若者の居場所づくり

① こども・若者の居場所づくり

- ・ 体験学習施設「スマイル」がこども・若者の居場所、遊びの拠点として定着するよう利用者増をめざし、文化・スポーツ等の講座やイベントを実施し充実を図ります。(体験学習施設維持管理事業、体験学習施設講座等事業)
- ・ 行事や事業に参加したがるこどもへも配慮し、ストレスや抱えている悩みを解決できるようサポートし参加を働きかけます。

② こども・若者の自主活動の促進

- ・ 友だちと自由に交流できる場や機会を提供し、友だちづくり・仲間づくりをサポートします。(体験学習施設講座等事業)

③ ふれあいスクール事業の充実

- ・ 市立小学校の余裕教室等を活用したふれあいスクール事業は、小学生の放課後の居場所のひとつとして、安全に過ごせる遊びの場、心の安らぎの場として気軽に利用できるよう充実に努めます。(ふれあいスクール事業)

④ フリースクール等に通うこどもへの支援(再掲)

- ・ 学校及び市内のフリースクール等事業者やフリースクール等連携協議会と連携して、こどもの居場所づくりの充実化を図ります。

5 男女の多様な働き方に対するサポート

① ライフスタイルに合わせた子育てサポート

- ・ 働きながら子育ての楽しさ・喜びを実感できるよう、ライフスタイルに合わせた情報提供を行う等、様々なきっかけづくりを促進します。

② 雇用形態の多様化に対応できる教育・保育施設の促進

- ・ 多様な働き方に対応するため、教育・保育施設等における一時預かり等の充実に努めます。(一時預かり事業)

③ 就業時間に即した保育支援

- ・ 様々な働き方・働く時間に対応できるような保育の充実に努め、親が安心して働ける環境を促進します。(延長保育事業)

④ 病児・病後児の預かり支援

- ・ 病児・病後児の預かりについて、医療機関・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。一定の要望があり、設置に向けて関係機関と連携しながら進めます。
- ・ ファミリーサポートセンター事業における病児・病後児の預かりを実施します。

⑤ 祖父母世代の孫育て応援

- ・ 核家族化の進行に伴い、支援の必要な子育て世帯が増えています。祖父母世代の協力体制、育児への参加を推進します。

⑥ こども誰でも通園制度の開始

- ・ 国では令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として、全国の自治体においてこども誰でも通園制度が開始されます。今後市内の教育・保育施設等と検討を始めます。

6 年齢に合わせた適切な健康づくり

① 健康づくりの推進

- ・ 成人・高齢・障がい・社会福祉、男女共同参画等、庁内及び関係機関等と連携を密にし、家族支援を基礎とした健康づくりをします。特に、未就学児については、継続的な個別状況の確認(モニタリング)を行います。

- ・「食」「運動(遊び)」「社会参加」「お口の健康(歯科保健)」「睡眠」「こころの健康」の6つを柱にした啓発・事業展開を進め、一生涯健康でいられるよう、こどもの時期から健康行動を知り、自ら選択して実行することができるこどもの育成をめざします。
- ・逗葉医師会、逗葉歯科医師会、逗葉薬剤師会との連携を強化します。また、成人保健の「逗子市健康増進・食育推進計画」「ずし健康食育プラン」と整合性のある取組みを行います。

② 予防接種費用の公費負担

- ・妊娠期、健診時や転入時等、様々な機会を利用し接種状況の把握や接種勧奨に努め、定期予防接種及び任意予防接種の費用助成を行い、ワクチンで防ぐことができる病気の予防を支援します。(予防接種事業)

基本目標4 教育・保育の量の確保と質の向上をめざします。

【施策の方向】

幼児期は豊かな人間性を培う大変重要な時期であるため、こどもを預かるだけでなく、保護者をより支援すると共に、教育・保育の質の向上をめざします。

人口の推計も鑑みながら、ニーズに合わせた教育・保育の量の確保を行うと共に、放課後児童クラブの質の維持・向上と待機児童対策の実施を図り、子育てしやすいまちをめざします。

【取組みの柱】

- 1 潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保
- 2 幼児教育・保育の質の向上
- 3 教育・保育ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充
- 4 放課後児童クラブの質の維持・向上と待機児童対策の実施

【取組みの内容】

1 潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保

- ① 教育・保育施設における量の確保
 - ・ 潜在的なニーズも含めた教育・保育の量の確保を引き続き図ります。
 - ・ 長期休暇中の教育・保育の充実、延長保育の継続、ファミリーサポートセンター事業の充実等を図ります。また、保育士をはじめとする保育の担い手の安定的な確保にも努めます。
- ② 地域型保育(小規模保育等)における量の確保
 - ・ 家庭的な雰囲気に近い少人数制で行われる地域型保育(小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育)について、量の確保を図ります。
 - ・ 教育・保育施設と地域型保育との連携については、卒園後に連携施設等で安心して新しい生活がスタートできるよう、円滑な接続に配慮します。
- ③ 認定こども園への移行支援
 - ・ 幼稚園・保育所が認定こども園への移行を希望する場合は、円滑に移行できるよう支援します。

2 幼児教育・保育の質の向上

- ① 幼稚園・保育所等の教育活動及び保育環境の充実
 - ・ 幼稚園・保育所等が持つ情報や人材を生かし、地域全体の社会資源として更に充実します。
 - ・ 乳幼児期は心豊かな人間性を培う時期であり、また、運動能力や脳の発達面でも著しく成長する重要な時期であるため、幼稚園・保育所等の教育活動及び保育環境の充実を支援し、質の向上を図ります。
 - ・ 保育士等の安定的な人材確保及び人材育成の促進を図ります。

② 幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続

- ・ 小学校教育への円滑な移行を支援する体制を整え、幼稚園、保育所等、小学校及び放課後児童クラブとの連携を促進します。

③ 子育てに関する情報提供・交流事業への対応

- ・ 幼稚園・保育所等において、地域や学校との異年齢交流事業への参画や子育てに関する情報提供を推進します。

④ 幼児教育・保育の無償化への対応

- ・ すべてのこどもの安心と安全が確保されるよう、認可外保育施設やベビーシッター等、新たに無償化対象施設となった施設の実態把握に努め、保育の質の維持・向上を図ります。

3 教育・保育ニーズの多様化に対する保育所や幼稚園の機能拡充

① 必要に応じて不定期・一時的に利用できる保育サービスの充実

- ・ 求職中の保護者や様々な働き方に対応するため、教育・保育施設の一時預かりを充実します。
- ・ 保護者のレスパイトを目的とした一時預かりを充実し、ニーズに合った多様な一時預かりの方策を検討します。

② 幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の充実

- ・ こどもが幼稚園に在園中でも保護者が働きやすいよう、また、在園児の豊かな遊び、保護者のレスパイト等多様なニーズに対応すべく幼稚園の教育時間終了後の「預かり保育」の充実を促進します。

4 放課後児童クラブの質の維持・向上と待機児童対策の実施

① 活動内容の維持・向上

- ・ 放課後児童支援員等の安定的な人材確保及び人材育成の促進を図ります。
- ・ 学童期においては、知的能力や言語能力、社会性等の人格形成にとって大切な発達期にあることから、家庭との連携を図りつつ、放課後児童クラブの質の維持・向上を図ります。

② 新たな環境への不安・負担軽減

- ・ 小学校入学後の生活や放課後に対する不安を軽減し、安心して日々を過ごすことができるよう、こどもたちをサポートし、放課後児童クラブの充実を図ります。
- ・ 幼稚園、保育所等、小学校及び放課後児童クラブとの連携体制づくりを促進します。

③ 待機児童対策の実施

- ・ 民設民営の放課後児童クラブへの支援を継続し、民間活力を導入する等実施します。
- ・ 民設民営の放課後児童クラブは、公設民営の放課後児童クラブと同様の内容を維持します。

基本目標5 子育て情報の発信と施設の充実をめざします。

【施策の方向】

子育てに関する情報発信と施設の充実によるソフトとハードの利便性向上の取組みを進めます。

【取組みの柱】

- 1 子育て情報の収集と効果的発信
- 2 施設の充実

【取組みの内容】

1 子育て情報の収集と効果的発信

- ① 子育てに役立つ様々な情報の収集、編集、発信等を一元的に行う体制の整備
 - ・ 子育て中の市民が必要な情報を得ることができるよう、子育てポータルサイトや、子育てメールマガジンの充実を図り、子育てに関する様々な情報を一元的に提供します。
 - ・ 子育て情報誌や子育てポータルサイト等は、市民目線での情報提供に努め、子育て支援センターや体験学習施設「スマイル」等と連携して活用しやすいものとします。
- ② 家庭や地域への教育・保育についての情報提供
 - ・ 妊娠・出産・育児から学童期までのこどもの生活や発達の一貫性を踏まえた切れ目のない情報を体系的に提供します。(出産・子育て応援事業)
 - ・ 子育て支援センター等による情報提供を継続して行います。(子育て支援センター運営事業)
 - ・ 保育課に配置する利用者支援員により、教育・保育に関する情報を一元的に集約し、個々の家庭の状況を踏まえたきめ細かい対応をします。(利用者支援事業)
- ③ より一層の利便性向上のためのメディアの検討
 - ・ 既存の SNS を含めた情報発信に最も適したメディアの利用を検討します。
 - ・ より利便性が高いと判断した場合は、新たな情報発信を始めるとともに、利用状況に合わせて発信方法を見直します。(企画課広報係と連携)

2 施設の充実

- ① 子育て支援センターの移転に伴う機能の充実
 - ・ 東逗子駅前用地に移転し、令和 10 年度から供用予定です。移転により、逗子市社会福祉協議会や地域包括支援センターも同一建物内に移転するため、他機関との連携を強化します。また、一時預かり事業を開始する予定であり、子育て支援の充実を図ります。(子育て支援センター運営事業)

② 体験学習施設「スマイル」の改修

- ・ 児童館的機能を有する体験学習施設について、乳幼児から高校生までを中心に、子育て世代から高齢者までの世代間交流が図られ、また、こどもの家庭や学校以外の第三の居場所とするための施設改修を行います。(体験学習施設維持管理事業)

③ 市内保育所の改築等

- ・ 老朽化に伴う改修や移転工事等について、ニーズを検討しながら計画的に行います。

④ 放課後児童クラブ及びふれあいスクールの改築等

- ・ 老朽化に伴い久木小学校の体育館棟の改築を行い、同棟に放課後児童クラブ及びふれあいスクールを移設します。(久木小学校長寿命化事業)
- ・ そのほかの放課後児童クラブやふれあいスクールの施設においても、必要に応じて改修や移転工事等計画的に行います。